

令和3年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

○対象者

※長期入院、施設入所等の方は、健康診査の対象にはなりません。

▶ 1. 申込みしなくても受診券が届く方

①令和2年10月1日から令和3年9月30日までの新規加入者(75歳になった方など)

※令和3年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、加入前の健康保険の特定健診を受診してください（市町村国保の場合は、受診券の有効期限が9月末日でとなりますので、有効期限内に受診してください）。

②令和2年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方

※広域連合が受診を確認できた方に限ります。

③生活習慣病と診断されていない方

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

▶ 2. 申込みにより受診券が届く方

上記①②③以外の方で受診を希望する方

※生活習慣病と診断されている方でも、申込みにより健診を受診できます。

【申込期間】

6月中旬から12月中旬まで

【申込先】

役場福祉課・由岐支所・健康増進課窓口にて備付けの健康診査申込書でお申し込みください。

○受診券送付時期

6月中旬から12月中旬まで（加入時期や申込時期に応じて送付）

○受診費用

無料

○受診期間

「健康診査受診券」を受け取られたときから令和3年12月末日まで

